

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

## 目次

### 規 則

|  |    |
|--|----|
| ○児童扶養手当法施行細則…………… (子ども未来推進局)                             | 1  |
| ○退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課)                 | 2  |
| ○北海道市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則…………… (市町村課)                  | 3  |
| ○北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則…………… (医療政策課)                      | 3  |
| ○薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… (医務薬務課)                          | 9  |
| ○北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則<br>…………… (障害者保健福祉課)      | 11 |
| ○北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則<br>…………… (産業振興課) | 15 |
| ○北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則…………… (人材育成課)                    | 16 |
| ○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課)                 | 16 |
| ○北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (林業木材課)               | 17 |
| ○景観法施行細則の一部を改正する規則…………… (都市計画課)                          | 17 |
| ○建築士法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築指導課)                         | 18 |
| ○建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築指導課)                        | 22 |
| ○北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則…………… (出納局総務課)                     | 23 |

### 訓 令

|   |    |
|---|----|
| ○北海道職員の勤務時間に関する規程及び北海道職員の育児休業等に関する規程の一部<br>を改正する訓令…………… (人事課) | 24 |
|---|----|

## 規 則

児童扶養手当法施行細則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第36号

児童扶養手当法施行細則

(趣旨)

**第1条** この規則は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(督促状)

**第2条** 法第23条第2項において準用する国民年金法（昭和34年法律第141号）第96条第2項の督促状は、別記第1号様式とする。

(滞納処分執行者証)

**第3条** 法第23条第2項において準用する国民年金法第96条第4項の規定による滞納処分のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行う場合において、当該職務を行うべき命令を受けた職員（以下「執行者」という。）は、別記第2号様式の滞納処分執行者証（以下「執行者証」という。）を携帯しなければならない。

2 執行者証は、知事が交付するものとする。

3 執行者は、執行者証を亡失したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

4 執行者は、その身分を失ったときは、直ちに執行者証を知事に返還しなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**別記第1号様式**（第2条関係）

(表面)

様

## 督 促 状

|         |    |      |   |   |
|---------|----|------|---|---|
| 年 度     | 年度 | 督促番号 | 第 | 号 |
| 滞 納 金 額 |    |      |   | 円 |
| 滞納金の内容  |    |      |   |   |

上記の金額が未納となっていますから、  
年 月 日までに納入してください。(裏面に続く。)

年 月 日

北海道知事 印

(裏面)

注意

- この督促状に指定した期限までに納入がないときは、財産の差押え等をする場合があります。
- この督促状に指定した期限後に納めるときは、指定納期限の翌日から納めた日までの日数に応じ、納入金額(その計算の基礎となる納入金額に500円未満の端数があるとき、又はその納入金額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)につき年14.6パーセントの割合を乗じて計算して得た金額を延滞金として納めてください。ただし、延滞金の確定金額に50円未満の端数があるとき、又はその全額が50円未満であるときは、その端数金額又はその全額については納める必要がありません。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(3の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

※ この督促状を受け取ったとき、既に納入済みの場合は、行き違いになっておりますので御容赦ください。

(用紙の大きさは、郵便はがき大とする。)

別記第2号様式(第3条関係)

第 号

滞 納 処 分 執 行 者 証

写真ちょう付欄

所 属  
職 名  
氏 名

年 月 日生

年 月 日交付

上記の者は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第23条第1項に基づき徴収される費用を指定の期限内に納入しない者がある場合における同条第2項の規定において準用する国民年金法(昭和34年法律第141号)第96条第4項の規定による処分のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行うべき命令を受けた職員であることを証明します。

北海道知事

印

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第37号

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の基礎在職期間等に関する規則(平成18年北海道規則第79号)の一部を次のように改正する。

別表イの表第7号区分の項第5号中「級が」の次に「3級であったもののうち知事が別に定めるもの又は」を加え、同表第8号区分の項第6号中「あったもの」の次に「(第7号区分の項第5号に掲げる者を除く。)」を加え、同表第9号区分の項第6号中「もの(」の次に「第7号区分の項第5号及び」を加え、同項第7号中「定めるもの」の次に「又は特2級若しくは」を加える。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

北海道市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第38号**

北海道市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

北海道市町村振興基金条例施行規則（昭和44年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第22条第2項の規定によりその例によることとされた同法第2条第1項の規定により議会の議決を経たことを証する書類及び」を削る。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第39号**

北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則

（北海道立衛生学院学則の一部改正）

**第1条** 北海道立衛生学院学則（昭和37年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（名称及び位置）

**第2条** 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称      | 位 置                   |
|----------|-----------------------|
| 北海道立衛生学院 | 札幌市中央区南2条西15丁目291番地83 |

**第3条** 削除

別表第1その1及びその2を次のように改める。

（その1）

地 域 看 護 学 科 教 育 課 程

| 区 分 | 授 業 科 目       | 単 位 数     | 備 考 |
|-----|---------------|-----------|-----|
|     | 地域看護学概論       | 公衆衛生看護学概論 | 2   |
|     | 個人・家族・集団の生活支援 | 地区活動方法論   | 1   |
|     | 地域看護活動展開論     | 地区活動展開論   | 4   |

|                       |         |                 |    |  |
|-----------------------|---------|-----------------|----|--|
| 地<br>域<br>看<br>護<br>学 |         | 家族援助論           | 4  | 学校保健に関する<br>ことを含む。<br>産業保健に関する<br>ことを含む。   |
|                       |         | 健康教育論           | 2  |  |
|                       |         | 母子保健活動論         | 1  |  |
|                       |         | 成人保健活動論         | 2  |  |
|                       |         | 高齢者保健活動論        | 1  |  |
|                       |         | 精神保健活動論         | 1  |  |
|                       |         | 公衆衛生看護学総合演習     | 1  |  |
|                       | 地域看護管理論 | 公衆衛生看護管理論Ⅰ      | 1  | 健康危機管理及び<br>情報管理に関する<br>ことを含む。<br>施策化の技術及び<br>政策形成過程に関<br>する演習を含む。                   |
|                       |         | 公衆衛生看護管理論Ⅱ      | 3  |  |
|                       |         | 公衆衛生看護学研究       | 3  |  |
| 疫学                    |         | 疫学              | 2  |  |
| 保健統計学                 |         | 保健統計学           | 2  |  |
| 保健福祉行政論               |         | 保健福祉行政論Ⅰ        | 1  | 保健医療行政総論<br>保健医療行政各論<br>福祉行政に関する<br>こと。  |
|                       |         | 保健福祉行政論Ⅱ        | 1  |  |
|                       |         | 保健福祉行政論Ⅲ        | 1  |  |
| 臨<br>地<br>実<br>習      | 地域看護学実習 | 個人・家族・集団の生活支援実習 | 2  | 保健所及び市町村<br>での実習、継続<br>した訪問指導<br>並びに市町村保<br>健センター及び<br>地域の精神保健<br>に関する施設等<br>の見学を含む。 |
|                       |         | 地域看護活動展開論実習     | 2  |  |
|                       |         | 地域看護管理論実習       |    |  |
| 合 計                   |         |                 | 37 |  |

（その2）

助 産 学 科 教 育 課 程

| 区 分   | 授 業 科 目   | 単 位 数 | 備 考 |
|-------|-----------|-------|-----|
| 基礎助産学 | 助産学概論     | 1     |     |
|       | 性と生殖の基礎科学 | 1     |     |

|                  |   |  |   |
|------------------|---|--|---|
|                  | 周産期の基礎科学<br>女性の健康学<br>新生児・乳幼児学<br>家族関係  | 1<br>1<br>1<br>1                               |   |
| 助産診断・技術学         | 助産診断・技術学総論<br>妊娠期の助産<br>分娩期の助産<br>分娩介助法<br>産褥期の助産<br>新生児・乳幼児期の助産<br>母子栄養<br>母子の代替医療<br>健康教育<br>家族計画 | 1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1 |   |
| 地域母子保健           | 地域母子保健  | 1  |   |
| 助産管理             | 助産管理  | 1  |   |
| 研究               | 助産研究  | 2  |   |
| 臨<br>地<br>実<br>習 | 助産学実習   | 1  | 実習中の分娩の<br>取扱いについて<br>は、助産師又は<br>医師の監督の下<br>に学生1人につ<br>き10程度行う。<br>取り扱う分娩は、<br>原則として、正<br>期産、経膈分娩<br>又は頭位単胎と<br>し、分娩第1期<br>から第3期終了<br>より2時間まで<br>とする。 |
|                  |   | 4  |   |
|                  |   | 1  |   |
|                  |   | 1  |   |
|                  |   | 2  |   |
|                  |   | 1  |   |
|                  | 1   |  |   |
| 合 計              |   | 32   |   |

（北海道立網走高等看護学院学則の一部改正）

**第2条** 北海道立網走高等看護学院学則（昭和45年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

**第1条の2** 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称          | 位 置              |
|--------------|------------------|
| 北海道立網走高等看護学院 | 網走市北12条西2丁目2番地10 |

（北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正）

**第3条** 北海道立旭川高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

**第1条の2** 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称          | 位 置              |
|--------------|------------------|
| 北海道立旭川高等看護学院 | 旭川市緑が丘東3条1丁目1番2号 |

第21条第1項第2号中「及び助産学科」を削り、「3週間」の次に「、助産学科にあっては引き続き2週間」を加える。

別表を次のように改める。

**別表**（第4条関係）

（その1）

地 域 看 護 学 科 教 育 課 程

| 区 分                   |               | 授 業 科 目    | 単 位 数 | 備 考                                      |
|-----------------------|---------------|------------|-------|--|
| 地<br>域<br>看<br>護<br>学 | 地域看護学概論       | 公衆衛生看護学概論  | 3     |  |
|                       | 個人・家族・集団の生活支援 | 母子保健活動論    | 2     | 学校保健に関する<br>ことを含む。<br>産業保健に関する<br>ことを含む。 |
|                       |               | 成人保健活動論    | 2     |  |
|                       |               | 高齢者保健活動論   | 1     |  |
|                       |               | 障害者地域保健活動論 | 1     |  |
|                       | 地域看護活動展開論     | 公衆衛生看護学概論  | 3     |  |
| 公衆衛生看護学研究             |               | 3          |       |  |
| 疫学                    | 疫学            | 2          |       |  |

|         |         |                 |    |                             |
|---------|---------|-----------------|----|-----------------------------|
| 保健統計学   |         | 保健統計学           | 2  |                             |
| 保健福祉行政論 |         | 保健福祉行政論         | 4  |                             |
| 臨地実習    | 地域看護学実習 | 個人・家族・集団の生活支援実習 | 1  | 保健所及び市町村での実習並びに継続した訪問指導を含む。 |
|         |         | 地域看護活動展開論実習     | 2  |                             |
|         |         | 地域看護管理理論実習      | 1  |                             |
| 合 計     |         |                 | 36 |                             |

(その2)

助産学科教育課程

| 区 分      | 授 業 科 目            | 単 位 数  | 備 考 |
|----------|--------------------|--------|-----|
| 基礎助産学    | 助産学概論              | 2      |     |
|          | ウイメンズヘルス           | 1      |     |
|          | 周産期の生殖生理           | 1      |     |
|          | 新生児・乳幼児の成長発達       | 1      |     |
|          | 母子健康論              | 1      |     |
|          | 家族心理・社会学           | 1      |     |
|          | 助産学研究              | 2      |     |
| 助産診断・技術学 | 助産診断・技術学総論         | 1      |     |
|          | 妊娠期の助産診断・技術学       | 1      |     |
|          | 分娩期の助産診断・技術学       | 2      |     |
|          | 産褥期の助産診断・技術学       | 1      |     |
|          | 新生児期・乳幼児期の助産診断・技術学 | 1      |     |
|          | ライフサイクル期の助産診断・技術学  | 1      |     |
|          | 助産過程の展開            | 1      |     |
|          | 健康教育論<br>家族計画論     | 2<br>1 |     |
| 地域母子保健   | 地域母子保健学            | 1      |     |
| 助産管理     | 助産管理学              | 1      |     |

|      |       |                      |        |  |
|------|-------|----------------------|--------|--|
| 臨地実習 | 助産学実習 | 妊娠期実習                | 2      | 実習中の分娩の取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生1人につき10回程度行う。取り扱う分娩は、原則として、正期産、経膈分娩又は頭位単胎とし、分娩第1期から第3期終了より2時間までとする。 |
|      |       | 分娩期実習                | 4      |  |
|      |       | 産褥期・新生児期実習           | 2      |  |
|      |       | 継続事例実習               | 1      |  |
|      |       | ハイリスク実習              | 1      |  |
|      |       | ライフサイクル期実習           | 1      |  |
|      |       | 地域母子保健学実習<br>助産管理学実習 | 2<br>1 |  |
| 合 計  |       |                      | 36     |  |

(その3)

看護学科教育課程

| 区 分                | 授 業 科 目     | 単 位 数   |          |
|--------------------|-------------|---------|----------|
| 基礎分野               | 科学的思考の基盤    | 文章構成法   | 1        |
|                    |             | 情報科学    | 1        |
|                    | 人間と生活・社会の理解 | 哲学      | 1        |
|                    |             | 心理学     | 1        |
|                    |             | 教育学     | 1        |
|                    |             | 社会学     | 1        |
|                    |             | 比較文化論   | 1        |
|                    |             | 人間関係論   | 1        |
|                    |             | 生命科学と倫理 | 1        |
|                    |             | 英語Ⅰ     | 1        |
|                    |             | 英語Ⅱ     | 1        |
|                    |             | 保健体育    | 1        |
|                    |             | 健康と運動   | 1        |
|                    |             | 専門基礎分野  | 人体の構造と機能 |
| 生理学                | 2           |         |          |
| 生化学                | 1           |         |          |
| 栄養学                | 1           |         |          |
| 疾病の成り立ちと回復の促進      | 2           |         |          |
| 薬理学<br>微生物学<br>病理学 | 薬理学         |         | 2        |
|                    | 微生物学        |         | 1        |
|                    | 病理学         |         | 1        |

|       |             |               |   |
|-------|-------------|---------------|---|
|       |             | 病態学Ⅰ          | 1 |
|       |             | 病態学Ⅱ          | 1 |
|       |             | 病態学Ⅲ          | 1 |
|       |             | 病態学Ⅳ          | 1 |
|       |             | 治療論           | 1 |
|       | 健康支援と社会保障制度 | 臨床心理学         | 1 |
|       |             | 社会福祉論         | 1 |
|       |             | 看護と法規         | 1 |
|       |             | 公衆衛生学         | 1 |
|       |             | 生活環境論         | 1 |
|       |             | 現代医療論         | 1 |
| 専門分野Ⅰ | 基礎看護学       | 看護学概論Ⅰ        | 1 |
|       |             | 看護学概論Ⅱ        | 1 |
|       |             | 生活援助技術Ⅰ       | 1 |
|       |             | 生活援助技術Ⅱ       | 1 |
|       |             | 生活環境調整技術      | 1 |
|       |             | フィジカルアセスメント技術 | 1 |
|       |             | 人間関係形成技術      | 1 |
|       |             | 看護過程          | 1 |
|       |             | 診療補助技術        | 1 |
|       |             | 臨床看護総論        | 1 |
|       | 臨地実習        | 基礎看護学実習Ⅰ      | 1 |
|       |             | 基礎看護学実習Ⅱ      | 2 |
| 専門分野Ⅱ | 成人看護学       | 成人看護学概論       | 1 |
|       |             | 成人看護学援助論Ⅰ     | 1 |
|       |             | 成人看護学援助論Ⅱ     | 1 |
|       |             | 成人看護学援助論Ⅲ     | 2 |
|       |             | 成人看護学援助論Ⅳ     | 1 |
|       | 老年看護学       | 老年看護学概論       | 1 |
|       |             | 老年看護学援助論Ⅰ     | 1 |
|       |             | 老年看護学援助論Ⅱ     | 1 |
|       |             | 老年看護学援助論Ⅲ     | 1 |
|       | 小児看護学       | 小児看護学概論       | 1 |
|       |             | 小児看護学援助論Ⅰ     | 1 |
|       |             | 小児看護学援助論Ⅱ     | 2 |
|       | 母性看護学       | 母性看護学概論       | 1 |
|       |             | 母性看護学援助論Ⅰ     | 1 |
|       |             | 母性看護学援助論Ⅱ     | 1 |
|       |             | 母性看護学援助論Ⅲ     | 1 |

|      |      |          |           |    |
|------|------|----------|-----------|----|
|      |      | 精神看護学    | 精神看護学概論   | 1  |
|      |      |          | 精神看護学援助論Ⅰ | 1  |
|      |      |          | 精神看護学援助論Ⅱ | 2  |
|      | 臨地実習 | 成人看護学    | 成人看護学実習Ⅰ  | 2  |
|      |      |          | 成人看護学実習Ⅱ  | 2  |
|      |      |          | 成人看護学実習Ⅲ  | 2  |
|      |      | 老年看護学    | 老年看護学実習Ⅰ  | 2  |
|      |      |          | 老年看護学実習Ⅱ  | 2  |
|      |      | 小児看護学    | 小児看護学実習Ⅰ  | 1  |
|      |      |          | 小児看護学実習Ⅱ  | 1  |
|      |      | 母性看護学    | 母性看護学実習   | 2  |
|      |      | 精神看護学    | 精神看護学実習   | 2  |
| 統合分野 |      | 在宅看護論    | 在宅看護概論    | 1  |
|      |      |          | 在宅看護援助論Ⅰ  | 1  |
|      |      |          | 在宅看護援助論Ⅱ  | 1  |
|      |      |          | 在宅看護援助論Ⅲ  | 1  |
|      |      | 看護の統合と実践 | 看護の統合と実践Ⅰ | 1  |
|      |      |          | 看護の統合と実践Ⅱ | 1  |
|      |      |          | 看護の統合と実践Ⅲ | 1  |
|      |      |          | 看護研究      | 1  |
|      | 臨地実習 | 在宅看護論    | 在宅看護論実習   | 2  |
|      |      | 看護の統合と実践 | 統合実習      | 2  |
| 合 計  |      |          |           | 97 |

（北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正）

**第4条** 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和48年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

**第1条の2** 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称          | 位 置          |
|--------------|--------------|
| 北海道立紋別高等看護学院 | 紋別市緑町5丁目6番7号 |

別表を次のように改める。

**別表**（第4条関係）

| 区 分           |             | 授 業 科 目     | 単 位 数    |          |           |          | 基礎看護学実習Ⅱ  | 2         |   |
|---------------|-------------|-------------|----------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|---|
| 基礎分野          | 科学的思考の基盤    | 情報科学        | 1        | 専門分野Ⅱ    | 成人看護学     |          | 成人看護学概論   | 1         |   |
|               |             | 哲学          | 1        |          |           |          | 成人看護学援助論Ⅰ | 1         |   |
|               |             | 社会学         | 1        |          |           |          | 成人看護学援助論Ⅱ | 1         |   |
|               |             | 論理学         | 1        |          |           |          | 成人看護学援助論Ⅲ | 1         |   |
|               |             | 英語          | 1        |          |           |          | 成人看護学援助論Ⅳ | 1         |   |
|               | 人間と生活・社会の理解 | 心理学         | 1        |          |           |          | 成人看護学援助論Ⅴ | 1         |   |
|               |             | 教育学         | 1        |          |           |          | 老年看護学     | 老年看護学概論Ⅰ  | 1 |
|               |             | 文学          | 1        |          |           |          |           | 老年看護学概論Ⅱ  | 1 |
|               |             | 人間関係論       | 1        |          |           |          |           | 老年看護学援助論Ⅰ | 1 |
|               |             | 生命倫理        | 1        |          |           |          |           | 老年看護学援助論Ⅱ | 1 |
|               |             | 保健体育        | 1        |          |           |          | 小児看護学     | 小児看護学概論Ⅰ  | 1 |
|               |             | 健康と環境       | 1        |          |           |          |           | 小児看護学概論Ⅱ  | 1 |
|               |             | 異国生活と文化     | 1        |          |           |          |           | 小児看護学援助論Ⅰ | 1 |
|               |             | 専門基礎分野      | 人体の構造と機能 |          |           |          |           | 解剖学       | 2 |
| 生理学           | 2           |             |          | 母性看護学    | 母性看護学概論   | 1        |           |           |   |
| 生化学           | 1           |             |          |          | 母性看護学援助論Ⅰ | 1        |           |           |   |
| 栄養学           | 1           |             |          |          | 母性看護学援助論Ⅱ | 1        |           |           |   |
| 臨床物理学         | 1           |             |          |          | 母性看護学援助論Ⅲ | 1        |           |           |   |
| 疾病の成り立ちと回復の促進 | 薬理学         | 微生物学        | 1        | 精神看護学    | 精神看護学概論Ⅰ  | 1        |           |           |   |
|               |             | 病理学         | 1        |          | 精神看護学概論Ⅱ  | 1        |           |           |   |
|               |             | 病気の成り立ちと生活  | 1        |          | 精神看護学援助論Ⅰ | 1        |           |           |   |
|               |             | 健康障害と治療Ⅰ    | 1        |          | 精神看護学援助論Ⅱ | 1        |           |           |   |
|               |             | 健康障害と治療Ⅱ    | 1        | 臨地実習     | 成人看護学     | 成人看護学実習Ⅰ | 2         |           |   |
|               |             | 健康障害と治療Ⅲ    | 1        |          |           | 成人看護学実習Ⅱ | 2         |           |   |
|               |             | 臨床心理学       | 1        |          |           | 成人看護学実習Ⅲ | 2         |           |   |
|               |             | 健康支援と社会保障制度 | 社会福祉     |          | 関係法規      | 2        | 老年看護学     | 老年看護学実習Ⅰ  | 2 |
|               |             |             |          |          | 公衆衛生学     | 1        |           | 老年看護学実習Ⅱ  | 2 |
|               |             |             |          |          | 医療概論      | 1        | 小児看護学     | 小児看護学実習Ⅰ  | 1 |
| 専門分野Ⅰ         | 基礎看護学       |             |          | 看護学概論    | 2         | 小児看護学実習Ⅱ |           | 1         |   |
|               |             | 基礎看護学技術論Ⅰ   | 2        | 母性看護学    | 母性看護学実習   | 2        |           |           |   |
|               |             | 基礎看護学技術論Ⅱ   | 1        |          | 精神看護学     | 精神看護学実習  | 2         |           |   |
|               |             | 基礎看護学技術論Ⅲ   | 1        | 統合分野     |           | 在宅看護論    | 在宅看護論Ⅰ    | 1         |   |
|               |             | 基礎看護学技術論Ⅳ   | 1        |          |           |          | 在宅看護論Ⅱ    | 1         |   |
|               |             | 基礎看護学技術論Ⅴ   | 1        |          | 在宅看護援助論Ⅰ  |          | 1         |           |   |
|               |             | 基礎看護学技術論Ⅵ   | 1        |          | 在宅看護援助論Ⅱ  |          | 1         |           |   |
|               |             | 基礎看護学技術論Ⅶ   | 1        |          | 看護の統合と実践  |          | 医療安全Ⅰ     | 1         |   |
|               |             | 看護研究        | 1        |          |           | 医療安全Ⅱ    | 1         |           |   |
|               |             | 臨地実習        | 基礎看護学    | 基礎看護学実習Ⅰ | 1         |          |           |           |   |

|     |      |           |         |    |
|-----|------|-----------|---------|----|
|     |      | 災害看護と国際協力 | 1       |    |
|     |      | 看護管理と倫理   | 1       |    |
|     |      | 統合技術      | 1       |    |
|     | 臨地実習 | 在宅看護論     | 在宅看護論実習 | 2  |
|     |      | 看護の統合と実践  | 統合実習    | 2  |
| 合 計 |      |           |         | 99 |

(北海道立江差高等看護学院学則の一部改正)

**第5条** 北海道立江差高等看護学院学則（平成10年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(名称及び位置)

**第1条の2** 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称          | 位 置              |
|--------------|------------------|
| 北海道立江差高等看護学院 | 檜山郡江差町字伏木戸町483番地 |

別表を次のように改める。

**別表**（第5条関係）

| 区 分    |             | 授 業 科 目      | 単 位 数 |
|--------|-------------|--------------|-------|
| 基礎分野   | 科学的思考の基盤    | 国語表現法        | 1     |
|        |             | 情報科学         | 1     |
|        |             | 環境学          | 1     |
|        | 人間と生活・社会の理解 | 心理学          | 1     |
|        |             | 人権論          | 1     |
|        |             | カウンセリング理論と技法 | 1     |
|        |             | 社会学          | 1     |
|        |             | 文化人類学        | 1     |
|        |             | 生命倫理         | 1     |
|        |             | 英語Ⅰ          | 1     |
|        |             | 英語Ⅱ          | 1     |
|        |             | 健康とスポーツⅠ     | 1     |
|        |             | 健康とスポーツⅡ     | 1     |
|        |             | 江差の文化と伝統芸能   | 1     |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能    | 解剖生理学Ⅰ       | 1     |
|        |             | 解剖生理学Ⅱ       | 1     |
|        |             | 解剖生理学Ⅲ       | 1     |

|               |       |              |   |       |   |
|---------------|-------|--------------|---|-------|---|
|               |       | 解剖生理学Ⅳ       | 1 |       |   |
|               |       | 生化学          | 1 |       |   |
|               |       | 栄養学          | 1 |       |   |
| 疾病の成り立ちと回復の促進 |       | 薬理学          | 1 |       |   |
|               |       | 微生物学         | 1 |       |   |
|               |       | 病理学Ⅰ         | 1 |       |   |
|               |       | 病理学Ⅱ         | 1 |       |   |
|               |       | 疾病・治療論Ⅰ      | 1 |       |   |
|               |       | 疾病・治療論Ⅱ      | 1 |       |   |
|               |       | 疾病・治療論Ⅲ      | 1 |       |   |
|               |       | 疾病・治療論Ⅳ      | 1 |       |   |
|               |       | 疾病・治療論Ⅴ      | 1 |       |   |
|               |       | 健康支援と社会保障制度  |   | 社会福祉論 | 1 |
|               |       |              |   | 関係法規Ⅰ | 1 |
| 関係法規Ⅱ         | 1     |              |   |       |   |
| 公衆衛生学         | 1     |              |   |       |   |
| 医療社会学Ⅰ        | 1     |              |   |       |   |
| 医療社会学Ⅱ        | 1     |              |   |       |   |
| 専門分野Ⅰ         | 基礎看護学 | 看護学概論Ⅰ       | 1 |       |   |
|               |       | 看護学概論Ⅱ       | 1 |       |   |
|               |       | 看護過程Ⅰ        | 1 |       |   |
|               |       | 看護過程Ⅱ        | 1 |       |   |
|               |       | フィジカルアセスメントⅠ | 1 |       |   |
|               |       | フィジカルアセスメントⅡ | 1 |       |   |
|               |       | 看護研究         | 1 |       |   |
|               |       | 看護方法Ⅰ        | 1 |       |   |
|               |       | 看護方法Ⅱ        | 1 |       |   |
|               |       | 看護方法Ⅲ        | 1 |       |   |
|               |       | 看護方法Ⅳ        | 1 |       |   |
|               |       | 看護方法Ⅴ        | 1 |       |   |
|               |       | 看護方法Ⅵ        | 1 |       |   |
|               |       | 看護方法Ⅶ        | 1 |       |   |
| 臨地実習          | 基礎看護学 | 基礎看護学実習Ⅰ     | 1 |       |   |
|               |       | 基礎看護学実習Ⅱ     | 2 |       |   |
| 専門分野Ⅱ         | 成人看護学 | 成人看護学概論      | 1 |       |   |
|               |       | 成人看護方法Ⅰ      | 1 |       |   |
|               |       | 成人看護方法Ⅱ      | 1 |       |   |
|               |       | 成人看護方法Ⅲ      | 1 |       |   |
|               |       | 成人看護方法Ⅳ      | 1 |       |   |
|               |       | 成人看護方法Ⅴ      | 1 |       |   |

|                   |          |          |     |
|-------------------|----------|----------|-----|
| 老年看護学             |          | 老年看護学概論  | 1   |
|                   |          | 老年看護方法Ⅰ  | 1   |
|                   |          | 老年看護方法Ⅱ  | 1   |
|                   |          | 老年看護方法Ⅲ  | 1   |
| 小児看護学             |          | 小児看護学概論  | 1   |
|                   |          | 小児看護方法Ⅰ  | 1   |
|                   |          | 小児看護方法Ⅱ  | 1   |
|                   |          | 小児看護方法Ⅲ  | 1   |
| 母性看護学             |          | 母性看護学概論  | 1   |
|                   |          | 母性看護方法Ⅰ  | 1   |
|                   |          | 母性看護方法Ⅱ  | 1   |
|                   |          | 母性看護方法Ⅲ  | 1   |
| 精神看護学             |          | 精神看護学概論  | 1   |
|                   |          | 精神看護方法Ⅰ  | 1   |
|                   |          | 精神看護方法Ⅱ  | 1   |
|                   |          | 精神看護方法Ⅲ  | 1   |
| 臨地実習              | 成人看護学    | 成人看護学実習Ⅰ | 2   |
|                   |          | 成人看護学実習Ⅱ | 2   |
|                   |          | 成人看護学実習Ⅲ | 2   |
|                   | 老年看護学    | 老年看護学実習Ⅰ | 2   |
|                   |          | 老年看護学実習Ⅱ | 2   |
|                   | 小児看護学    | 小児看護学実習  | 2   |
| 母性看護学             | 母性看護学実習  | 2        |     |
| 精神看護学             | 精神看護学実習  | 2        |     |
| 統合分野              | 在宅看護論    | 在宅看護概論   | 1   |
|                   |          | 在宅看護方法Ⅰ  | 1   |
|                   |          | 在宅看護方法Ⅱ  | 1   |
|                   |          | 在宅看護方法Ⅲ  | 1   |
|                   | 看護の統合と実践 | 医療安全     | 1   |
|                   |          | 研究実践     | 1   |
| 看護管理・災害看護<br>統合技術 |          | 1        |     |
| 臨地実習              | 在宅看護論    | 在宅看護論実習  | 2   |
|                   | 看護の統合と実践 | 統合実習     | 2   |
| 合 計               |          |          | 102 |

### 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成21年3月31日において現に北海道立衛生学院地域看護学科又は助産学科に在学している者の教育課程については、第1条の規定による改正後の北海道立衛生学院学則別表第1その1及びその2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成21年3月31日において現に北海道立旭川高等看護学院に在学している者の教育課程については、第3条の規定による改正後の北海道立旭川高等看護学院学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成21年3月31日において現に北海道立紋別高等看護学院に在学している者の教育課程については、第4条の規定による改正後の北海道立紋別高等看護学院学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成21年3月31日において現に北海道立江差高等看護学院に在学している者の教育課程については、第5条の規定による改正後の北海道立江差高等看護学院学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第40号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和36年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「及び」を「並びに」に改め、「配置販売業」の次に「及び薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第10条に規定する既存配置販売業者（以下「既存配置販売業者」という。）に係る業務」を加える。

第3条から第5条までを次のように改める。

**第3条から第5条まで** 削除

第10条を次のように改める。

**第10条** 削除

第14条第3号中「（法第27条において準用する場合を含む。）」を削り、「薬局等」を「薬局」に改め、同条第4号中「配置販売業」の次に「及び既存配置販売業者に係る業務」を加え、同条第19号中「（法第28条第2項に規定する試験に係る事務を除く。）」を削り、同条第21号を次のように改める。

(2) 法第28条第3項ただし書の規定による店舗販売業の店舗の管理等の兼務の許可に関すること。

第14条中第84号を第93号とし、第81号から第83号までを9号ずつ繰り下げ、第80号を第82号とし、同号の次に次の7号を加える。

(83) 改正省令附則第4条第1項の規定による薬局の管理者の勤務時間数の届出の受理に関すること。

(84) 改正省令附則第4条第2項の規定による薬局の管理者以外の薬剤師又は登録販売者の勤務時間数の届出の受理に関すること。

(85) 改正省令附則第4条第3項の規定による薬局の管理者又は管理者以外の薬剤師若しくは登録販売者の勤務時間数の変更の届出の受理に関すること。

(86) 改正省令附則第10条又は第11条の規定による店舗管理者の届出の受理に関すること。

(87) 改正省令附則第15条の規定による区域管理者の届出の受理に関すること。

(88) 改正省令附則第17条の規定による営業所管理者の届出の受理に関すること。

(89) 改正省令附則第33条の規定による既存薬局開設者、既存一般販売業者又は既存薬種商等からの郵便等販売に係る届書の受理に関すること。

第14条中第79号を第81号とし、第78号を第80号とし、同条第77号中「省令」を「改正省令附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第1条の規定による改正前の省令」に、「配置販売業者又は特例販売業者」を「既存配置販売業者」に改め、同号を同条第79号とし、同条第76号を削り、同条第75号中「省令」を「改正省令附則第16条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第1条の規定による改正前の省令」に改め、同号を同条第77号とし、同号の次に次の1号を加える。

(78) 省令第154条第1号ニ及び第2号ニの規定による営業所管理者の知識経験に係る認定に関すること。

第14条中第74号を第76号とし、第73号を第75号とし、同条第72号中「第141条及び」を「第142条、第149条及び第159条並びに薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下「改正省令」という。）附則第7条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第1条の規定による改正前の省令第141条並びに改正省令附則第8条及び第12条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第1条の規定による改正前の省令」に改め、同号を同条第74号とし、同条第71号中「第138条第2項」を「第139条第2項、第148条第2項及び第153条第2項」に改め、同号を同条第72号とし、同号の次に次の1号を加える。

(73) 省令第15条の4第2項（省令第142条において準用する場合を含む。）の規定による郵便等販売に係る届書の受理に関すること。

第14条第70号中「政令」を「改正政令附則第7条の規定によりなおその効力を有することとされる改正政令第1条の規定による改正前の政令」に、「配置販売業者」を「既存配置販売業者」に改め、同号を同条第71号とし、同条第69号中「政令」を「改正政令附則第5条の規定によりなおその効力を有することとされる改正政令第1条の規定による改正前の政令」に改め、同号を同条第70号とし、同条第68号中「第48条」の次に「（改正政令附則第2条から第4条まで及び第6条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を、「許可台帳」の次に「（改正法第1条の規定による改正前の法第26条第3項ただし書の許可に係る許可台帳を含む。）」を加え、同号を同条第69号とし、同条第67号中「第47条」の次に「（改正政令附則第2条から第4条まで及び第6条の規定によりなおその効力を有す

ることとされる場合を含む。）」を加え、同号を同条第68号とし、同条第66号中「第46条第3項」の次に「（改正政令附則第2条から第4条まで及び第6条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を加え、同号を同条第67号とし、同条第65号中「第46条第1項」の次に「（改正政令附則第2条から第4条まで及び第6条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を加え、同号を同条第66号とし、同条第64号中「第45条第1項」の次に「（改正政令附則第2条から第4条まで及び第6条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」を、「許可証」の次に「（改正法第1条の規定による改正前の法第26条第3項ただし書の許可に係る許可証を含む。次号から第68号までにおいて同じ。）」を加え、同号を同条第65号とし、同条第63号を削り、同条第62号中「第44条第1項」を「第44条（薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下「改正政令」という。）附則第2条、第4条及び第6条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」に改め、同号を同条第64号とし、同条第40号から第61号までを2号ずつ繰り下げ、同条第39号中「薬局、医薬品の一般販売業」を「薬局の管理者若しくは店舗管理者、区域管理者若しくは営業所管理者」に改め、同号を同条第41号とし、同条第38号中「第72条の3第2項」を「第72条の4第2項」に改め、同号を同条第40号とし、同条第37号中「第72条の3第1項」を「第72条の4第1項」に改め、同号を同条第39号とし、同条第36号中「第72条の2」を「第72条の2第1項」に、「薬剤師の増員」を「業務の体制を整備すること」に改め、同号を同条第37号とし、同号の次に次の1号を加える。

(38) 法第72条の2第2項の規定による業務を行う体制を整備することの命令に関すること。

第14条中第35号を第36号とし、第30号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、同条第29号中「配置販売業者」の次に「及び既存配置販売業者」を加え、同号を同条第30号とし、同条第24号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同条第23号の次に次の1号を加える。

(24) 法第35条第3項ただし書の規定による卸売販売業の営業所の管理等の兼務の許可に関すること。

#### 附 則

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成21年5月31日までの間においては、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下「改正省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるものは、保健所長に委任する。

(1) 改正法附則第19条第1項の規定に基づき行う薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定による医薬品の販売業（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市又は北海道以外の都府県に住所又は主たる事務所を有する者が行う配置販売業を除く。以下同じ。）の許可の手續に関すること。

- (2) 改正法附則第19条第1項の規定に基づき行う薬事法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の手續に関する事。
- (3) 改正省令附則第32条の規定に基づき行う改正省令附則第10条又は第11条の規定による店舗管理者の届出の受理に関する事。
- (4) 改正省令附則第32条の規定に基づき行う改正省令附則第15条の規定による区域管理者の届出の受理に関する事。
- (5) 改正省令附則第32条の規定に基づき行う改正省令附則第17条の規定による営業所管理者の届出の受理に関する事。
- (6) 改正省令附則第32条の規定に基づき行う改正省令附則第33条の規定による既存薬局開設者、既存一般販売業者又は既存薬種商等からの郵便等販売に係る届書の受理に関する事。

北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第41号**

北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

**別記第2号様式（第4条関係）**

| 自治体コード | 加入番号 |  |  |  |
|--------|------|--|--|--|
|        |      |  |  |  |
|        |      |  |  |  |

|    |       |          |
|----|-------|----------|
| 1  | 2     | 3        |
| 加入 | 口数の追加 | 1と2の同時加入 |

**申込者告知書**

北海道知事 様

- ・「重要事項のご説明」の内容（個人情報の取扱いを含む。）を確認・承知し、心身障害者扶養共済制度における保険契約の被保険者となることに同意の上、署名・押印しました。
- ・次の事項は、事実と相違ありません。

|      |       |                         |
|------|-------|-------------------------|
| 告知日  | 年 月 日 | *告知書の有効期間は、加入希望月前の2か月以内 |
| ふりがな |       | 性別 生年月日                 |

|       |     |     |   |    |     |       |
|-------|-----|-----|---|----|-----|-------|
| 申込者氏名 | (姓) | (名) | ① | 1男 | 3昭和 | 年 月 日 |
|       |     |     | ② | 2女 | 4平成 |       |

**申込者の告知**

|   |  |           |  |
|---|--|-----------|--|
| 最近の健康状態   | ① 最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術を勧められたことがありますか。<br>*「はい」の場合、下記〔詳細記入欄〕を記入してください。 | はい<br>いいえ |  |
|   | ② 過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと又は継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。<br>*「はい」の場合、下記〔詳細記入欄〕を記入してください。                       | はい<br>いいえ |  |
| 過去5年以内の健康状態   | ③ 過去5年以内に、次の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。<br>*「はい」の場合、病名を○で囲んだ上、下記〔詳細記入欄〕を記入してください。                     | はい<br>いいえ |  |
|   | 心臓・血圧  |           | 狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症（※ <sub>1</sub> ）          |
|   | 脳・精神・神経  |           | 脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症 |
|   | 肺・気管支  |           | ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核  |
|   | 腎・泌尿器  |           | 腎炎・ネフローゼ・腎不全   |
|   | 食道・胃腸・すい臓  |           | 胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい炎                                |
|   | 眼・耳・鼻  |           | 緑内障・網膜の病気・角膜の病気  |
| 肝臓・胆のう  | 肝炎（肝炎ウイルス感染を含む。）・肝硬変・肝機能障害   |           |  |
| がん・腫瘍   | がん・肉腫・白血病・腫瘍・ポリープ  |           |  |
| その他   | 糖尿病（※ <sub>2</sub> ）・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病・子宮筋腫・子宮内膜症・卵巣のう腫・乳腺症   |           |  |
| ④ 過去5年以内に、上記③以外の病気やけがで2週間以上にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。<br>*「はい」の場合、下記〔詳細記入欄〕を記入してください。 | はい<br>いいえ  |           |  |

⑤ 現在身体に障害はありますか。「はい」の場合、該当するところを○で囲んだ上、「障害の原因・部位・程度等」欄に詳細を記入してください。

|              |                           |           |
|--------------|---------------------------|-----------|
| 機能障害         | 目・耳・言語・そしゃく・手・足・手指・背骨(脊柱) | はい<br>いいえ |
| 欠損           | 手・足・手指・背骨(脊柱)             |           |
| 変形           | 手・足・手指・背骨(脊柱)             |           |
| 障害の原因・部位・程度等 |                           |           |

〔詳細記入欄〕  
 上記①～④に「はい」があった場合は、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。  
 その内容が「高血圧症(※<sub>1</sub>)」・「糖尿病(※<sub>2</sub>)」の場合は、数値等も記入してください。  
 なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。

|                            |                             |                             |
|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 「はい」をつけた該当番号               | 1・2・3・4                     | 1・2・3・4                     |
| 病気やけがの名前・検査名・検査結果          |                             |                             |
| 診察・検査・治療・投薬を受けた期間          | 年 月から<br>年 月まで              | 年 月から<br>年 月まで              |
| 入院の有無・期間                   | 無・有( 年 月から<br>年 月まで)        | 無・有( 年 月から<br>年 月まで)        |
| 手術の有無(手術の名前又は内容・部位)        | 無・有( )                      | 無・有( )                      |
| 症状経過                       | 完治・治療中・検査中・検査終了(異常なし)・経過観察中 | 完治・治療中・検査中・検査終了(異常なし)・経過観察中 |
| 入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた医療機関名 |                             |                             |

(※<sub>1</sub>) [高血圧症の場合は記入してください。]  
 最近の血圧 最大 mmHg 最小 mmHg  
 (※<sub>2</sub>) [糖尿病の場合は記入してください。]

最近の空腹時血糖値 mg/dl 治療方法 ( )

心身障害者

|                       |        |       |      |      |        |               |      |
|-----------------------|--------|-------|------|------|--------|---------------|------|
| ふりがな                  |        | 性別    | 生年月日 |      |        |               |      |
| 心身障害者氏名               | (姓)    | (名)   | 1男   | 1明治  | 2大正    | 年 月 日         |      |
|                       |        |       | 2女   | 3昭和  | 4平成    |               |      |
| 障害の種類・程度              | 1 知的障害 | 1 A   | 2 B  |      |        | 申込者と心身障害者との続柄 |      |
|                       | 2 身体障害 | 1 1級  | 2 2級 | 3 3級 | 1 配偶者  |               |      |
|                       | 3 精神障害 | 1 1級  | 2 2級 |      |        |               | 2 父母 |
|                       | 4 その他  | 1 その他 |      |      | 3 兄弟姉妹 |               |      |
| 申込者が配偶者、父母以外の場合は、その理由 |        |       |      |      |        | 4 その他の親族      |      |
| 処理欄                   |        |       |      |      |        |               |      |

別記第3号様式中「明大昭平」を削り、「小腸機能」を「小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能」に、

⑨療育手帳、身体障害者手帳所持の有無

|   |            |   |            |
|---|------------|---|------------|
| 有 | 療育手帳(記号番号) | 有 | 療育手帳(記号番号) |
| 無 |            | 無 |            |

⑨療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持の有無

) ・ 無 を

療育手帳(記号番号 ) )  
 有 身体障害者手帳(記号番号 ) ) ・ 無 に改  
 精神障害者保健福祉手帳(1級・2級)(記号番号 ) )

め、「平成」を削る。  
 別記第10号様式を次のように改める。  
 別記第10号様式(第10条関係)

重度障害診断書

|                   |   |                        |                         |
|-------------------|---|------------------------|-------------------------|
| 1 氏名              | 男<br>女  | 2 生年月日                 | 年 月 日                   |
| 3 障害の種類           | (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの<br>(2) 言語の機能を全く永久に失ったもの<br>(3) そしゃくの機能を全く永久に失ったもの<br>(4) 両上肢を手関節以上で失ったもの<br>(5) 両下肢を足関節以上で失ったもの<br>(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの<br>(7) 両上肢の用を全く永久に失ったもの<br>(8) 両下肢の用を全く永久に失ったもの<br>(9) 10手指を失った、又はその用を全く永久に失ったもの<br>(10) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの |                        |                         |
| 4 傷病名             |   | 8 受傷(発病)日              | 年 月 日<br>(医師推定・患者申告)    |
| 5 傷病の原因           | (医師推定)  | 9 初診日                  | 年 月 日                   |
|                   | (患者申告)  | 10 入院日                 | 年 月 日                   |
|                   |   | 11 退院日                 | 年 月 日                   |
| 6 障害の部位           |   | 現在入院中                  | 年 月 日                   |
|                   |   | 12 終診日<br>現在治療中(当院・他院) | 年 月 日                   |
| 7 今回の受傷以前にあった身体障害 | (有)<br>(無)  | →部位と障害内容               | 13 前医 (有)<br>(無) →住所・氏名 |
| 14                | 今回の受傷(発病)から初診までの経過及び初診時の主訴・所見並びにその後の経過及び障害状態の詳細   |                        |                         |
| 治療内容              |   |                        |                         |
| 手術名               | 手術日 年 月 日   |                        |                         |
| 15 視力             | 裸眼視力・矯正視力   |                        | 矯正不能・不適の場合は             |
|                   | 右眼  | ( )                    | その理由 ( )                |
|                   | 左眼  | ( )                    |                         |

|                                     |   |              |               |
|-------------------------------------|---|--------------|---------------|
| 障害                                  | ( )   |              |               |
|                                     | 検査(計測)日 年 月 日   |              |               |
| 16 聴力障害                             | 該当する項目に○印を付けてください。  | 周波数<br>500Hz | 1000Hz 2000Hz |
| a 聴力レベル                             | 右 ( ) dB  | ( ) dB       | ( ) dB        |
| b 聴力損失                              | 左 ( ) dB  | ( ) dB       | ( ) dB        |
|                                     | 検査(計測)日 年 月 日   |              |               |
| 17 機能障害                             | (次のA~Cのうち該当する項目に○印を付けてください。)  |              |               |
|                                     | A 通常の飲食物が食べられる。   |              |               |
|                                     | B かゆ食又はこれに準ずる程度の飲食物であれば食べられる。   |              |               |
|                                     | C 流動食しか摂取できない。  |              |               |
|                                     | 検査(計測)日 年 月 日   |              |               |
| 18 言語機能の障害                          | (該当する項目に○印を付けてください。)  |              |               |
|                                     | (程度)  |              |               |
|                                     | A 言語機能の喪失(音声語による意志の疎通が全くできない。)  |              |               |
|                                     | B 言語機能の著しい障害(身振り、書字その他の補助動作がなくては音声言語による意志の疎通が困難である。)  |              |               |
| C 言語機能の障害(簡単な単語の発語により意志の疎通がかるうじて可能) |   |              |               |
| D その他                               |   |              |               |
| (原因)                                |   |              |               |
| a こう頭摘出(1 全部 2 一部) b 中枢性失語症         |   |              |               |
| c 構音障害(1 口唇音 2 歯舌音 3 口蓋音 4 こう頭音)    |   |              |               |
| ※全不能の場合には、該当する項目に○印を付けてください。        |   |              |               |
| d その他 ( )                           |   |              |               |
|                                     | 検査(計測)日 年 月 日   |              |               |
| 19 運動麻痺・欠損・短縮                       | 四肢、手指、足指の切断の場合は、切断箇所にはっきりと線を入れてください。四肢の完全運動麻痺の場合は、その部位を斜線で示してください。下肢短縮の場合は、その程度(cm)を記入してください。 |              |               |
|                                     | (左手骨) (左足骨) (右手骨) (右足骨)   |              |               |
|                                     |   |              |               |

|  |         | 検査（計測）日 年 月 日 |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|--|---------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 20<br>右（手指・足指）<br>遠位指節間関節<br>近位指節間関節<br>中手指節間関節<br>左（手指・足指）<br>遠位指節間関節<br>近位指節間関節<br>中手指節間関節 | 第1指     | 第2指           | 第3指     | 第4指     | 第5指     |         |         |         |         |         |         |
|  | 伸展度 屈曲度 | 伸展度 屈曲度       | 伸展度 屈曲度 | 伸展度 屈曲度 | 伸展度 屈曲度 | 伸展度 屈曲度 | 伸展度 屈曲度 | 伸展度 屈曲度 | 伸展度 屈曲度 | 伸展度 屈曲度 | 伸展度 屈曲度 |
|  | (-) (-) | (-) (-)       | (-) (-) | (-) (-) | (-) (-) | (-) (-) | (-) (-) | (-) (-) | (-) (-) | (-) (-) | (-) (-) |
|  | ( ) ( ) | ( ) ( )       | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) |
|  | ( ) ( ) | ( ) ( )       | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) |
|  | ( ) ( ) | ( ) ( )       | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) | ( ) ( ) |

※（-）については、記入の必要はありません。  
母指においては、指節間関節とします。

| 21<br>部位 | 運動の種類・範囲 | MMT<br>（※） | 伸展度～屈曲度 | 内転度～外転度 | 内旋度～外旋度 |
|----------|----------|------------|---------|---------|---------|
|          |          |            |         |         |         |
| 肩 関節     | 右        |            | ～       | ～       | ～       |
|          | 左        |            | ～       | ～       | ～       |
| ひじ 肘 関節  | 右        |            | ～       | ～       | ～       |
|          | 左        |            | ～       | ～       | ～       |
| 手 関節     | 右        |            | ～       | ～       | ～       |
|          | 左        |            | ～       | ～       | ～       |
| また 股 関節  | 右        |            | ～       | ～       | ～       |
|          | 左        |            | ～       | ～       | ～       |
| ひざ 膝 関節  | 右        |            | ～       | ～       | ～       |
|          | 左        |            | ～       | ～       | ～       |
| 足 関節     | 右        |            | ～       | ～       | ～       |
|          | 左        |            | ～       | ～       | ～       |

※MMT（徒手筋力テスト）欄には、結果を0～5の数値で記入してください。

22 回復の可能性と症状の固定についての意見

|                |         |
|----------------|---------|
| 上記の障害状態を診断された日 | 年 月 日   |
| 症状の固定時期        | 年 月 日ころ |

上記のとおり診断します。

年 月 日

所在地  
病院又は診療所等の 名称  
医師氏名



- 注 1 15～20の欄については、障害のある場合に記入してください。
- 2 関節の運動範囲については、自動運動範囲を記入してください。
- 3 訂正の場合、訂正印を必ず押印してください。

別記第24号様式を次のように改める。

別記第24号様式（第19条関係）

|            |  |
|------------|--|
| 年金証書<br>番号 |  |
|------------|--|

年金受給権者現況届出書

|                  |       |                       |      |       |
|------------------|-------|-----------------------|------|-------|
| 年<br>金<br>受<br>給 | 氏 名   | 男・女                   | 生年月日 | 年 月 日 |
|                  | 住 所   |                       |      |       |
|                  | 年 金 管 | 1 有<br>(1) 父<br>(2) 母 |      |       |

|                       |                       |  |
|-----------------------|-----------------------|--|
| 権<br>者<br>の<br>有<br>無 | 理<br>者<br>の<br>有<br>無 | (3) 祖父母<br>(4) 兄弟姉妹<br>(5) その他の親族<br>(6) その他 ( ) |
|                       |                       | 2 無  |

北海道心身障害者扶養共済制度条例第14条第4項の規定により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日  
北海道知事 様

〔年金受給権者又は  
年金管理者  
氏名 印〕

- 注 1 「年金管理者の有無」の欄は、年金受給権者又は年金管理者が記入し難い場合は、市町村、福祉事務所等で記入して差し支えありません。
- 2 この届出書には、年金受給権者の戸籍抄本又は住民票の写しを添付してください。
- 3 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

**附 則**

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則別記第2号様式、別記第3号様式又は別記第10号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則別記第2号様式、別記第3号様式又は別記第10号様式の規定にかかわらず、平成21年7月31日までの間、使用することを妨げない。

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第42号**

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則  
北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則（昭和32年北海道規則第47

号)の一部を次のように改正する。

|                    |                                      |   |
|--------------------|--------------------------------------|---|
| 別表第1の1の表中          | 「 26 その他の加工及び工作機械<br>840円以上31,780円以下 |   |
| 「 5,100円以下         | を                                    | 「 26 サーボプレス機<br>27 その他の加工及び工作機械<br>840円以上以下 |
| 12,280円<br>31,780円 | 2,440円<br>5,100円以下                   | に改め、同別表の2の表中 「 9 万能投影器                      |
|                    | 6,220円                               | 310円  |
|                    |                                      | を 「 9 削除                                    |
|                    |                                      | に、 「 13 万能測長機                               |
|                    | 6,810円                               | 180円  |
|                    |                                      | を 「 13 削除                                   |
|                    |                                      | に、 「 93 そ                                   |
| その他の試験及び測定機器       | 840円以上31,780円以下                      | 5,100円以下                                    |
|                    |                                      | を 「 93<br>94<br>95<br>96                    |
| 超微小硬度計             | 5,600円                               | 480円  |
| 2次元画像測定機           | 6,360円                               | 1,240円                                      |
| 恒温恒湿室              | 7,200円                               | 2,080円                                      |
| その他の試験及び測定機器       | 840円以上31,780円以下                      | 5,100円以下                                    |
|                    |                                      | に改  |
|                    |                                      | 「 7 万能測定顕微鏡                                 |
|                    |                                      | 6,790円                                      |

250円」を「7 削除

」に改める。

別表第2の1の表1の項(1)のイ(カ)の事項を削り、同項(1)のイの事項中(キ)の事項を(カ)の事項とし、(ク)の事項から(セ)の事項までを(キ)の事項から(ス)の事項までとし、同項(2)のアの事項中

「(エ) 促進耐侯試験 1件1日ごとに 5,070円」

|   |         |         |
|---|---------|---------|
| (エ) 促進耐侯試験  | 1件1日ごとに | 5,070円  |
| (イ) 促進耐侯試験  |         |         |
| a カーボンアーク灯を光源とする場合                                      | 1件1日ごとに | 5,070円  |
| b キセノンアーク灯を光源とする場合で、放射照度が1平方メートル当たり60ワット以下のとき。          | 同       | 14,350円 |
| c キセノンアーク灯を光源とする場合で、放射照度が1平方メートル当たり60ワットを超え180ワット以下のとき。 | 同       | 15,660円 |

に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第43号**

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に改め、「（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。）」を削り、同項第6号中「第1条第1項第7号イ(1)」を「第1条の4第1項第7号イ(1)」に改め、同項第9号中「第1条第1項第7号イ(4)」を「第1条の4第1項第7号イ(4)」に改め、同項第10号中「5年」を「10年」に改め、同条第2項中「第1条第1項第7号イ(2)」を「第1条の4第1項第7号

イ(2)」に改める。

第6条第4項第2号中「、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が1日10往復以下であるもの（以下「通所が不便である者」という。）のうち」を削り、同項第3号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第4号及び第5号中「3,690円（通所が不便である者にあつては、5,850円（自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上であるときにあつては、8,010円））」を「第2号に定める額」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。

別表第2中「上福岡市」を削り、「入間郡大井町及び同郡三芳町」を「ふじみ野市及び入間郡三芳町」に、「、同郡湯河原町及び津久井郡城山町」を「及び同郡湯河原町」に、「各務原市及び土岐郡笠原町」を「及び各務原市」に、「西春日井郡西枇杷島町、同郡師勝町、同郡清洲町及び同郡新川町」を「清須市及び北名古屋市」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道職業訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第6条第4項の規定は、平成20年4月1日以後の職業訓練に係る通所手当について適用し、同日前の職業訓練に係る通所手当については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の北海道職業訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成20年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に訓練手当の支給の対象者に支払われた通所手当（平成20年3月31日以前の職業訓練に係る通所手当を除く。）は、改正後の規則の規定による通所手当の内払とみなす。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第44号**

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.7パーセント」を「年0.65パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成21年1月26日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子

補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第45号

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和51年農林省令第23号）」を「（平成15年農林水産省令第55号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下この条において「農工商等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）」に、「林業従事者等」を「法第3条第1項に規定する林業従事者等及び農工商等連携促進法第4条第2項第2号ロに掲げる措置を行う農工商等連携促進法第11条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。））」に改める。

第2条第2項中「3年」を「5年」に改める。

第3条中「一林業従事者等」を「一の林業従事者等又は一の認定中小企業者」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

(5) 認定中小企業者

第9条中「貸付資格の認定を受けたものが」を削り、「とき」を「もの」に、「第5条第1項後段」を「第5条後段」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の貸付申請書を提出するものは、第5条に規定する認定申請書を併せて提出しなければならない。ただし、既に貸付資格の認定を受けているものについては、この限りでない。

第10条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第12条中「第5条第1項後段」を「第5条後段」に改める。

別記第1号様式中「第5条第1項」を「第5条」に改め、同様式（別紙）その1の8の表の注及び同様式（別紙）その2の8の表の注を次のように改める。

注1 「費用」の欄は、当該林業・木材産業改善措置に係る事業の費用を記入すること。

2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農工商等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

3 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

別記第3号様式中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

別記第4号様式中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

別記第8号様式中「第14条」を「第14条第1項」に改める。

#### 附則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

景観法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道規則第46号

景観法施行細則の一部を改正する規則

景観法施行細則（平成20年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を次のように改める。

4 景観条例第22条第1項第4号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

(1) ふるさと江差の街並み景観形成地区条例（平成8年江差町条例第2号）第9条第1項の規定により指定された景観形成地区

(2) ニセコ町の区域

(3) 中標津町景観条例（平成8年中標津町条例第12号）第7条第1項の規定により指定された景観形成重点区域

第4条に次の1項を加える。

5 前項各号に掲げる区域は、平成21年4月1日における区域とし、その後におけるそれらの区域の変更によって影響されないものとする。

#### 附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第47号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許用写真」という。）をちょう付するとともに、当該ちょう付した免許用写真と同じ免許用写真を添えなければならない。

第5条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「申請者に」を「、申請者に」に、「免許証」を「二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下これらを「免許証」という。）」に改める。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条の見出しを「（免許証の書換え交付）」に改め、同条第1項を次のように改める。

二級建築士又は木造建築士は、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下これらを「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があったときは、その変更を生じた日から30日以内に、免許用写真をちょう付した別記第3号様式による書換え交付申請書に、免許証又は免許証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本及び当該書換え交付申請書にちょう付した免許用写真と同じ免許用写真を添えて、免許証の書換え交付を知事に申請しなければならない。

第7条第2項中「届出が」を「規定による申請が」に改め、「において」を削り、「届出者」を「申請者」に改める。

第8条の見出しを「（免許証の再交付）」に改め、同条第1項を次のように改める。

二級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書を亡失し、又は汚損した場合には、遅滞なく、免許用写真をちょう付した別記第4号様式による免許証再交付申請書にその事由を記載し、亡失した場合には当該免許証再交付申請書にちょう付した免許用写真と同じ免許用写真を添えて、汚損した場合には当該免許証再交付申請書にちょう付した免許用写真と同じ免許用写真及び当該汚損した免許証又は免許証明書を添えて、免許証の再交付を知事に申請しなければならない。

第8条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に、「再交付の旨を表示した」を「申請者に」に改め、同条第3項中「失った免許証」を「亡失した免許証又は免許証明書」に、

「これを」を「、これを」に改める。

第9条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第3項中「免許証」の次に「又は免許証明書」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「法第9条第1項第1号」を「二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号」に、「者は、別記第5号様式」を「場合には、別記第5号様式の2」に、「免許証」を「免許証又は免許証明書」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

二級建築士又は木造建築士が法第8条の2各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に定める者（以下この項において「届出をすべき者」という。）が同条の規定による届出をしようとするときは、届出をすべき者は、別記第5号様式による届出書に免許証又は免許証明書を添えて知事に提出しなければならない。

第10条中「前条第2項の」を「前条第3項の規定による」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「免許証」を「免許証又は免許証明書」に改め、同条を第12条とし、第2章中同条の次に次の1項を加える。

（規定の適用）

**第13条** 法第10条の20第1項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）が同項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合における第4条第1項、第5条、第7条、第8条、第9条第4項、第10条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第5条第1項中「別記第2号様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下これらを「免許証」という。）」とあるのは「免許証明書」と、第7条の見出し及び同条第2項並びに第8条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第7条第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、第8条第1項中「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同項及び同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第10条中「取り消した場合又は前条第3項の規定による届出があった場合」とあるのは「知事が取り消した場合又は第13条の10第1号の規定により前条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

第13条の2第1項第2号中「法第10条の20第1項に規定する」及び「（以下単に「二級建築士等登録事務」という。）」を削る。

第13条の3中「法第10条の20第1項の規定により知事が指定した者（以下「」及び「」という。）」を削る。

第21条の次に次の1項を加える。

（建築士事務所の登録に関する証明）

**第21条の2** 法第23条第1項の規定による一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建

築士事務所の登録を受けていることを証する書面（以下「一級建築士事務所等登録証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記第7号様式の2により、知事に申請しなければならない。

2 一級建築士事務所等登録証明書は、別記第7号様式の3によるものとする。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

**別記第1号様式**（第4条関係）

二級  
木造 建築士免許申請書

私は、二級木造建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添えて、申請します。

私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

北海道知事様  
指定登録機関  
(名称)

|            |                   |   |   |     |
|------------|-------------------|---|---|-----|
| ふりがな<br>氏名 | 生年<br>月日          | 年 月 日   | 写真ちょう付欄   |     |
| 本籍         | 性別                | 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> | 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して、のりではり付けてください。<br>2 ちょう付した写真と同じ写真を、別に添えてください。 |     |
| 現住所        |                   |   |   |     |
| 試験         | 二級木造 建築士試験に合格した時期 | 年   |   |     |
|            | 合格通知日付            | 年 月 日   | 合格通知番号  | 第 号 |

|        |  |
|--------|--|
| 欠<br>格 | 1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/>  |
|        | 2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/><br>あるときはその罪及び刑 _____<br>あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____<br>年 月 日 |
|        | 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/><br>あるときはその罪及び刑 _____                          |

あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 \_\_\_\_\_  
年 月 日

4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある  ない   
あるときはその日 \_\_\_\_\_  
年 月 日

5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある  ない   
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 \_\_\_\_\_  
年 月 日から \_\_\_\_\_  
年 月 日まで

|             |        |      |      |         |       |      |     |    |          |
|-------------|--------|------|------|---------|-------|------|-----|----|----------|
| ※<br>審<br>査 | 写真照合   | 戸籍照合 | 登記照合 | 合格者名簿照合 | 欠格審査  | 名簿登録 | 免許行 | 報告 | ※<br>記載欄 |
| ※登録番号       | ※登録年月日 |      |      | 年 月 日   | ※受付番号 |      |     |    |          |

(用紙寸法 日本工業規格A4)

- 注1 数字は、算用数字を用いてください。  
 2 申請者氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。  
 3 のある欄は、該当するの中にレ印を付けてください。  
 4 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者又は免許の年月日を記入してください。  
 5 ※印欄は、記入しないでください。

**別記第2号様式**（第5条関係）

(表)

|              |         |                            |  |
|--------------|---------|----------------------------|--|
| 二級木造建築士免許証   |         |                            |  |
| (氏名)         | 年 月 日 生 | 写真                         |  |
| 二級木造 建築士登録番号 | 第 号     |                            |  |
| 登録年月日        | 年 月 日   | 縦3.0センチメートル<br>横2.4センチメートル |  |



|                          |       |   |
|--------------------------|-------|---|
| 生年月日                     | 年 月 日 | 横3.5センチメートルの<br>写真の裏面に氏名及び撮<br>影年月日を記入して、の<br>りではり付けてください。<br>2 ちょう付した写真と同<br>じ写真を、別に添えてく<br>ださい。 |
| 登録番号                     | 第 号   |   |
| 登録年月日                    | 年 月 日 |   |
| 亡失又は汚損<br>の年月日           | 年 月 日 |   |
| 亡失又は汚損の理由（具体的に詳しく記入のこと。） |       |   |

(用紙寸法 日本工業規格A4)

注1 汚損の場合にあつては、免許証又は免許証明書を添付してください。

2 数字は、算用数字を用いてください。

3 申請者氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。

別記第5号様式（第9条関係）

## 届 出 書

年 月 日

北 海 道 知 事 様

届出者住所 \_\_\_\_\_

届出者氏名 \_\_\_\_\_ 印

建築士法第8条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

記

|        |           |
|--------|-----------|
| 氏 名    |           |
| 生年月日   | 年 月 日     |
| 建築士の種別 | 二 級 ・ 木 造 |
| 登録番号   | 第 号       |
| 登録年月日  | 年 月 日     |
| 申請理由   |           |
| ※審査    |           |
| ※受付欄   | ※ 名簿整理年月日 |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

(用紙寸法 日本工業規格A4)

注1 死亡の場合はその相続人が、失踪の場合は戸籍法による届出義務者が届け出てく  
ださい。

2 免許証又は免許証明書を添付してください。

3 数字は、算用数字を用いてください。

4 届出者氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。

5 建築士の種別欄は、該当する建築士の種別を○で囲んでください。

6 ※印欄は、記入しないでください。

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式の2（第9条関係）

二級

建築士免許取消申請書

木造

年 月 日

北 海 道 知 事 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

建築士法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを受けたいので、北海道建築  
士法施行細則第9条第2項の規定により申請します。

記

|        |           |
|--------|-----------|
| 氏 名    |           |
| 生年月日   | 年 月 日     |
| 建築士の種別 | 二 級 ・ 木 造 |
| 登録番号   | 第 号       |
| 登録年月日  | 年 月 日     |
| 申請理由   |           |
| ※審査    |           |
| ※受付欄   | ※ 名簿整理年月日 |

(用紙寸法 日本工業規格A4)

注1 免許証又は免許証明書を添付してください。

- 2 数字は、算用数字を用いてください。
- 3 申請者氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。
- 4 建築士の種別欄は、該当する建築士の種別を○で囲んでください。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。

別記第6号様式中「（第12条関係）」を「（第11条関係）」に改める。

別記第7号様式の次に次の2様式を加える。

**別記第7号様式の2（第21条の2関係）**

年 月 日

北 海 道 知 事 様

申請者 所在地\_\_\_\_\_

          名 称\_\_\_\_\_

          代表者\_\_\_\_\_ 印

一級

二級 建築士事務所登録証明願

木造

次のとおり建築士法第23条第1項の規定による登録を受けていることを証明願います。

記

|       |       |
|-------|-------|
| 名 称   |       |
| 所 在 地 |       |
| 登録申請者 |       |
| 登録年月日 | 年 月 日 |
| 登録番号  | 第 号   |

（用紙寸法 日本工業規格A4）

注 数字は、算用数字を用いてください。

**別記第7号様式の3（第21条の2関係）**

建築士事務所登録証明書

次のとおり登録していることを証明します。

年 月 日

北海道知事



記

|               |       |
|---------------|-------|
| 事 務 所 名 称     |       |
| 所 在 地         |       |
| 開 設 者 氏 名     |       |
| 登 録 番 号       | 第 号   |
| 登 録 年 月 日     | 年 月 日 |
| 管 理 建 築 士 氏 名 |       |
| 管理建築士登録番号     | 第 号   |

（用紙寸法 日本工業規格A4）

**附 則**

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建築士法施行細則別記第2号様式（以下「旧様式」という。）による二級建築士免許証及び木造建築士免許証は、この規則による改正後の建築士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第2号様式（以下「新様式」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、新様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、改正後の規則第7条第1項の規定による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付の申請とみなす。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第48号**

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（確認済証等交付証明）

**第13条** 法第6条第4項（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）若しくは法第18条第3項（法第87条第1項、第87条の2並び



部を取り消す審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。)における当該命令をいう。)において、この契約に関し、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴収が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。))。

別記建設工事請負標準契約書式第46条第3項中「年3.7パーセント」を「年3.6パーセント」に改め、同書式第46条の2第1項ただし書中「同条第1号、第3号及び第4号」を「同条第1号及び第3号から第6号まで」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別記建設工事請負標準契約書式第43条の2及び第46条の2第1項の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道建設工事執行規則別記建設工事請負標準契約書式（以下「改正後の書式」という。）第33条第6項、第41条第2項及び第3項並びに第46条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。
- 3 改正後の書式第43条の2及び第46条の2第1項の規定は、平成21年6月1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

**訓 令**

**北海道訓令第3号**

本 庁  
出 先 機 関

北海道職員の勤務時間に関する規程及び北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の勤務時間に関する規程及び北海道職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

(北海道職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

**第1条** 北海道職員の勤務時間に関する規程（昭和55年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1週間の勤務時間を30時間」を「4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間を29時間又は29時間15分」に、「6時間」を「5時間45分又は6時間」に改める。

第3条中「午後0時15分」を「正午」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(休憩時間を短縮する職員の勤務時間等)

**第5条** 条例第6条第2項（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第14号）附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により休憩時間を45分以上1時間未満とする職員の勤務時間及び休憩時間については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、別に定める。

(北海道職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

**第2条** 北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改める。

**附 則**

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に第2条の規定による改正前の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の北海道職員の育児休業等に関する規程の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。